



資料 1 - 1

第 2 0 2 4 0 0 0 9 0 2 3 9 号

令和 6 年 7 月 2 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

鳥取県漁業調整規則の一部改正について (諮問)

鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年規則第 5 4 号) の一部を別紙のとおり改正することについて、漁業法 (昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号) 第 5 7 条第 5 項及び同法第 1 1 9 条第 8 項並びに水産資源保護法 (昭和 2 6 年法律第 3 1 3 号) 第 4 条第 7 項の規定により諮問します。

担当

農林水産部水産振興局漁業調整課

漁業調整担当 本田

電 話: 0 8 5 7 - 2 6 - 7 3 1 8

ファクシミリ: 0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 3 1

鳥取県漁業調整規則の一部を改正する規則（案）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（衛星船位測定送信機の備付け命令） 第53条 略 <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害</u> <u>その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能</u> <u>を損なう行為をしてはならない。</u>	（衛星船位測定送信機の備付け命令） 第53条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業調整規則の一部改正について

1 背景、概要

青森県大間での、漁獲量報告義務に違反したクロマグロが流通する事件に端を発し、特に厳格な管理が求められる水産物について漁獲管理を強化する「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年6月26日に公布された。

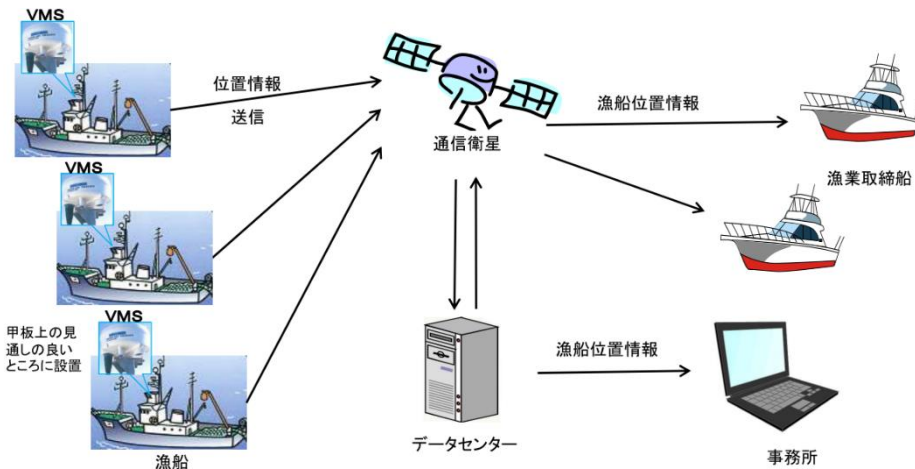
このうち、漁業法（以下「法」という。）第52条第3項に衛星船位測定送信機（※）等の備付け命令の実効性を高めるための禁止事項が新設される改正については、令和6年7月16日に施行される。

衛星船位測定送信機等の備付け命令については、法第58条の規定により、知事許可漁業にも準用されるため、規制の内容について漁業者等が適切に理解できるよう鳥取県漁業調整規則（以下「規則」という。）第53条に規定していることから、この度の法改正に合わせて規則も改正する。

※ 衛星船位測定送信機

- 船舶の位置情報を衛星を介して送受信するシステム（VMS：Vessel Monitoring System）。
 - 大臣許可漁業では、漁業調整の円滑化、違法操業の防止と漁業取締りの効率化の観点から段階的に設置が進められ、令和2年度までに全ての許可船について設置が完了し、令和2年12月の改正漁業法施行に併せて措置命令が発出された。
 - 知事許可漁業においては、全国的には一部の漁業で措置されているが、比較的小規模な事業者が多く、また、操業区域が沿岸に限定されることが多い中、衛星船位測定送信機の装置・運用にかかる費用が高額である等の事情から、その備付けに明らかになじまないものが多いため、規則で定めることによりAIS（船位自動識別装置）やGPS（全地球測位システム）などの代替措置とすることも可能である他、措置命令によらず漁業許可の条件とすることでの対応が可能であり、ほぼすべての措置事例は、衛星船位測定送信機でなくAIS等の代替措置を許可の条件とするもの。
- 本県では現在のところ検討を要する事案がないため、代替措置の規定や措置している漁業はない。

【衛星船位測定送信機の概要】



【関係法令】

■改正後の漁業法第52条 ※ 下線箇所が新設
(資源管理の状況等の報告等)

第52条 略

2 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

■漁業法第58条

(知事許可漁業の許可への準用)

第58条 (略)、第49条から第52条まで(略)の規定は、前条第1項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(略)第52条(略)第2項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と(略)読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

■鳥取県漁業調整規則第53条

(衛星船位測定送信機の備付け命令)

第53条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第5条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることを命ずることができる。

2 鳥取県漁業調整規則の一部を改正する規則のあらまし

(1) 規則の改正理由

漁業法の一部が改正され、衛星船位測定送信機の備付け命令の実効性を高めるための禁止事項が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 規則の概要

- ①衛星船位測定送信機を船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることの命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならないものとする。
- ②施行期日は、公布の日とする。

3 改正内容

規則第53条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならない。

4 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正は形式的な改正であり、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

5 その他

罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3項の規定が対象。

(このたびの改正法により新設：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

6 スケジュール

- (1) 海区委員会、内水面委員会諮問
- (2) 内水面委員会(7/8)、海区委員会(7/9)
- (3) 農林水産大臣への認可申請
- (4) 国認可
- (5) 公布・施行

7 鳥取県漁業調整規則に係る今後の改正予定

- ・刑法改正に伴う改正：「懲役」を「拘禁刑」に改める改正(詳細は別紙)
(施行日：令和7年6月1日、委員会への諮問：令和6年10～12月頃)

(参考1)

1 改正法の概要

(1) 太平洋クロマグロの漁獲管理の強化

我が国を含む国際的に厳格な資源管理が行われている太平洋クロマグロについて、その管理の基礎となる漁獲量等の報告義務に違反した個体が流通する事案(※)が生じたことに伴い、特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源(今後、省令で太平洋クロマグロの大型魚が指定される見込み。)について、個体の数の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付けるとともに、水産物の販売等の事業を行う者による当該水産資源に係る情報の伝達を義務付ける等の措置が講じられる。

※漁獲量等の報告義務に違反した個体が流通する事案

令和3年8月 青森県大間のクロマグロについて、漁獲量報告義務に違反したクロマグロが流通する事案が発覚

令和5年2月 青森県大間の産地仲買2者の社長が逮捕(懲役4月(執行猶予3年)の有罪判決)

同年3月 漁業者22名等に罰金10～20万円の略式命令

→未報告数量の調査に時間を要するとともに、県の調査と県警の調査で大きな差異が生じたため、改正法により、厳格な漁獲量管理ができるよう措置された。

(2) 衛星船位測定送信機の備付け命令に係る措置内容の強化

- ・衛星船位測定送信機の設置等の命令を受けた者に対する通信の妨害等の行為の禁止規定の新設(法第52条第3項)
- ・衛星船位測定送信機設置等の命令(同条第2項)及び上記の規定(同条第3項)に違反した場合の罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)の新設(法第195条第2号及び第3号)

2 施行日

- (1) 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 令和6年7月16日

(参考2) 衛星船位測定送信機及び代替措置の概要と特徴

	衛星船位測定送信機(VMS)	船舶自動識別装置(AIS)	全地球測位システム(GPS)
概要	- 船舶の位置情報を衛星を介して送受信するシステム。 - 船舶位置の監視のために開発され、地域漁業管理期間(RFMO)により国際的な漁業の管理に活用されている。	- VHF電波を利用して、船名、位置、針路、速力などのデータを送受信することにより、船舶を自動的に識別するシステム。 - 船舶の航行安全のために開発され、活用されている。	- GPS衛星からの信号を受信することにより現在位置を特定するシステム。 - 漁業では、海図画面と組み合わせること(GPSプロッター)により、自船の航行位置、漁場位置の把握等に活用されている。
特徴	- 衛星を介して情報を送受信するため、広い海域でリアルタイムに船舶位置を把握することができる。 - 船舶位置の監視のために開発されたシステムであり、用途に応じ、細やかな設定が可能。 - 設定に応じたシステムの保守管理にも相当の予算(数千万単位)を要する。 - 通信費が高額である。 - 対象船舶が小さい場合、物理的に設置できない場合がある。	- VHF電波の届く範囲は数10km程度であるが、陸上受信局が整備されていることから、日本全国の沿岸域での船舶情報を概ね把握することができる。 - 情報提供元との契約により、一定の過去の航跡確認が可能である。 - 航行安全のためのシステムであることから、用途に応じた細やかな設定変更はできない。 - AIS端末の設置等が必要であるが、別途のシステム開発等はない。 - 対象船舶が小さい場合、物理的に設置できない場合がある。	- GPSプロッターを用いることにより、海図画面上で、自船の現在位置を表示し、過去の航跡(数日間程度)を記録することができる。 - GPSプロッターでは、第三者によるリアルタイムでの船舶位置の把握はできない。 - 既に多くの漁船に導入されている。 - 漁業に限らず日常生活で幅広く活用されている技術であり、今後の技術革新により、漁業への更なる活用が期待される。
導入検討対象	- 国際的な漁業など沖合を含めて広範囲で操業し、漁業調整上、一定の頻度・間隔(必要な場合には求めに応じて直ちに)で漁業管理当局が位置を把握する必要がある漁船 - AISによる監視等では違反抑止が図れない漁船	- 主に沿岸域における区域に関する違反(区域違反)の抑止や、他漁業との調整のため、第三者によるリアルタイムでの位置把握が必要な漁船 - 航路を通る大型の一般船舶との関係から、AIS情報を発信し安全を確保する必要がある漁船	区域違反が問題視されるため、区域違反の抑止が必要な漁船

【参考法令】

○漁業法（抜粋）

（都道府県知事による漁業の許可）

第57条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～3 略

4 第1項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

5 都道府県知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7～9 略

（知事許可漁業の許可への準用）

第58条 第37条から第40条まで、第41条第1項（第六号を除く。）及び第2項、第42条（第2項ただし書及び第3項ただし書を除く。）、第43条、第44条、第45条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第46条、第47条、第49条から第52条まで、第54条並びに第56条の規定は、前条第1項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、（略）第52条（略）第2項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と（略）読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（漁業調整に関する命令）

第119条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

5 第2項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕又は養殖の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6 略

7 都道府県知事は、第1項及び第2項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第1項及び第2項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

○水産資源保護法（抜粋）

（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）

第4条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
 - 二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
 - 三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止
- 2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
- 4 第1項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第三号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
- 5 略
- 6 都道府県知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 7 都道府県知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面(漁業法(昭和24年法律第267号)第60条第5項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。))に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会)の意見を聴かなければならない。
- 8、9 略

○鳥取県漁業調整規則 抜粋

（知事による漁業の許可）

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網(ぬいきり網及びしばり網を含む。)により行う漁業
- (2) まき刺網漁業 海面においてまき刺網(狩刺網を含む。)により行う漁業
- (3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網(第13号に掲げるかつら網を除く。)により行う漁業
- (4) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- (5) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
- (6) こぎ刺網漁業 海面においてこぎ刺網により行う漁業
- (7) かご網漁業 海面においてかご網(きんこばい、こういか又はひらつめがにをとることを目的とするものを除く。)により行う漁業
- (8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業
- (9) すくい網漁業 中海海域(北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点(境港市西工業団地に設置された干拓記念碑)と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点(島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端)を結んだ直線以南の海面をいう。以下同じ。)及び境水道(北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点を結んだ直線以北、北緯35度33分7.9秒以北の東経133度16分19.6秒の線(境港市境港防波堤東端から正北の線)以西の海面をいう。以下同じ。))において3トン以上の動力漁船を使用してすくい網により行う漁業であつて、集魚灯及び動力式漁労装置を使用するもの
- (10) しいらつけ漁業 海面においてしいらつけにより行う漁業
- (11) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業
- (12) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網(推進機関を備えない船舶及び一重網を使用するものを除く。)により行う漁業
- (13) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業
- (14) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (16) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
- (17) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業(第12号に掲げる固定式刺網漁業及び前号に掲げる潜水器漁業を除く。)
- (18) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。)

2 略

刑法の一部改正等に伴う鳥取県漁業調整規則の一部改正について

1 刑法の一部改正について

- ・令和4年6月13日に懲役と禁錮を一元化して「拘禁刑」を創設する改正刑法が成立し、令和7年6月1日に施行されることとなった。
- ・これは、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため改正されたもので、拘禁刑は刑事施設に拘置する刑で、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

※ 懲役…刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑

※ 禁錮…刑事施設に拘置する刑

2 水産関係における対応

- ・漁業法や水産資源保護法など「懲役」を定める関係法律もあわせて改正された。
- ・許可省令については、今後、水産庁により対応がなされる。
- ・都道府県でも、改正刑法が施行されるまでに、県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）の改正手続（海区委員会及び内水面委員会への諮問、農林水産大臣の認可が必要）が必要。

3 スケジュール（想定）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 事前調整、条文案等資料作成 | ～令和6年10月 |
| (2) 諮問・答申（県⇄海区委、内水面委） | 令和6年10月～12月 |
| (3) 認可手続（県⇄国） | 令和7年1月～3月 |
| (4) 公示（県） | 令和7年4月～5月 |
| (5) 施行（県） | 令和7年6月 |

4 その他

- ・現在、水産庁より、刑法改正に伴う調整規則の改正と合わせ、両罰規定の対象となっている規定について、自然人を対象とすることを明確化するための文言の修正についても指示があり、併せて改正予定。

（参考）鳥取県漁業調整規則 抜粋

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役：刑法改正関係若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した者

(2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した者

(3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第62条 第26条第1項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第61条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。：両罰規定

第64条 第18条第2項、第20条第2項若しくは第26条第3項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第27条(第34条第13項及び第50条第8項において準用する場合を含む。)、第28条、第29条若しくは第31条第1項若しくは第2項(これらの規定を第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第12項の規定又は第50条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

【別紙】 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要 【令和6年6月26日公布】

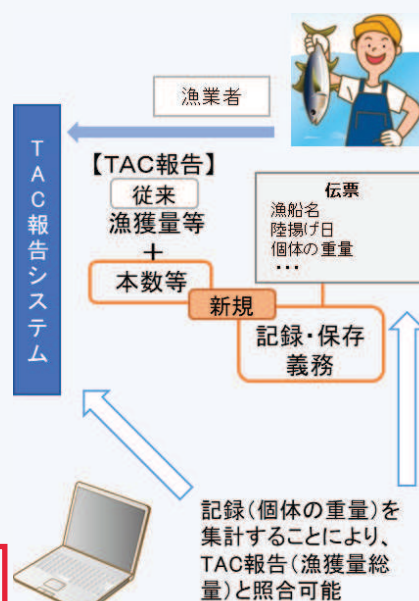
背景

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。

法律の概要

1. 漁業法の一部改正

- (1) 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。
- ① TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加する。（第26条及び第30条）
 - ② TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付ける。（第26条及び第30条）
 - ③ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。（第192条及び第200条）
 - ④ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。（第27条及び第34条）
- (2) 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設などその他の所要の改正を措置。（第195条）

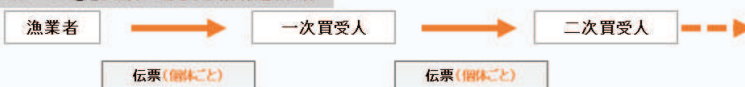


2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- (1) 特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）について、
- ① 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（第7条及び第8条）
 - ② 取引記録の作成・保存（第9条）
 - ③ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付（第13条）を義務付ける。
- (2) 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- (3) 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること（第14条～第30条）、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること（第37条）などその他の所要の改正を措置。

<想定される情報伝達パターン>

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



【パターン③】QRコード等を魚体に表示



施行期日

※この他、法改正に伴い改正が必要となる持続的養殖生産確保法第4条第1項の表現を適正化する。

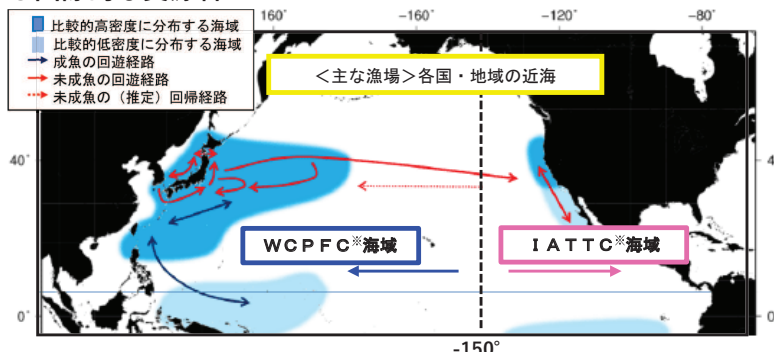
主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の 適正化等に関する法律の改正について 参考資料

改正の背景①

- 太平洋クロマグロは、資源回復のため、WCPFCにおいて漁獲枠による管理が実施されている。全国の漁業者による資源管理の取組等により、資源は回復基調にあるが、資源の確実な回復維持を図るためにも、引き続き厳格な資源管理を行う必要。

○国際的な資源管理



WCPFCで決定された措置

- 小型魚 (30キロ未満) : 2015年から漁獲量を2002-04年平均水準から半減
(日本 : 8,015トン→4,007トン)
- 大型魚 (30キロ以上) : 2017年から漁獲量を2002-04年平均水準に制限
(日本 : 4,882トン)
2022年から漁獲量を2002-04年平均水準の115 %
に制限
(日本 : 5,614トン)
- 現在の日本の漁獲枠 : 小型4,007トン、大型5,614トン
(小型→大型への一定数の振替が可能)

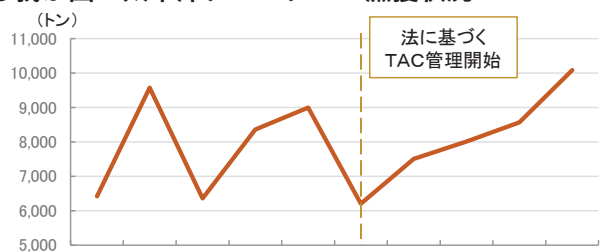
(※) WCPFC : 中西部太平洋まぐろ類委員会
IATTC : 全米熱帯まぐろ類委員会

資料 : ISCクロマグロ資源評価レポート
(2022年)を基に水産庁作成

○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測 (現行措置を継続した場合)



○我が国の太平洋クロマグロの漁獲状況



資料 : WCPFC年次レポート、国際水産資源研究所推定値を基に水産庁作成

改正の背景②（大間事案の概要）

- 国際的に厳格な資源管理が行われている中、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生。未報告数量の調査に時間を要するとともに、県の調査と県警の調査で大きな差異が生じた。

令和3年	8月	水産庁に対し、青森県大間のクロマグロについて漁獲未報告の疑義情報の通報
令和4年	8月	青森県が疑義情報を基に行った調査の結果を公表(①)
令和5年	2月	青森県警が漁業法違反で産地仲買2者の社長を逮捕(②)
	3月	漁業者22名等に対し、罰金10～20万円の略式命令
	7月	産地仲買2社の社長に対し、懲役4月(執行猶予3年)の有罪判決
	8月～12月	令和3管理年度の未報告漁獲数量について、青森県が再調査(③)
令和6年以降		再調査結果を踏まえ、 ・ 国において、青森県の漁獲枠の差引きを実施 ・ 青森県において漁業者に対する行政処分を検討 ・ 今後、青森県において、令和元年及び令和2年漁期分についても調査を行い、その結果を踏まえた措置も順次行う方針

① 青森県の調査の結果、未報告として公表した数量は、大型魚(30kg以上)等
55.7トン

※ 水産庁は青森県の大型魚の漁獲枠(約490トン)の超過分等16トンを令和4管理年度の同県漁獲枠から差し引き

② 青森県警の捜査の結果、未報告の疑いがあるとした数量は、合計約**98トン**

③ 青森県における再調査結果として、未報告として公表した数量は、**88.1トン**

※ ①と②の数量に差があることを踏まえ、裁判終了後、県警から返却された関係書類及び静岡県中央卸売市場から提供のあった関係書類を基に、再調査を実施。

個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置する必要

2

法律の概要（漁業法の一部改正）

- 漁獲可能量(TAC)による資源管理を行う水産資源のうち、資源管理に関する国際的な枠組み等※を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源(特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。)について、管理を強化。※個体の経済的価値が高いものについて、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して指定
- あわせて、違反操業を防止するため、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則を新設。

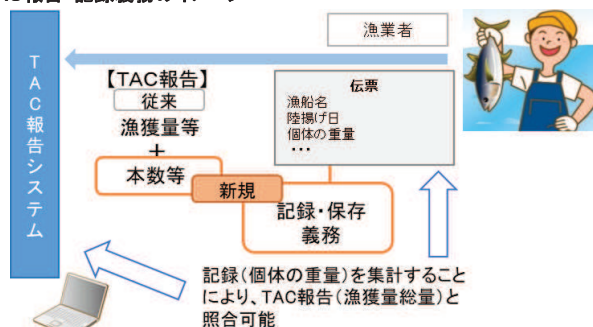
＜具体的な措置＞

① 特別管理特定水産資源について、以下の事項を措置

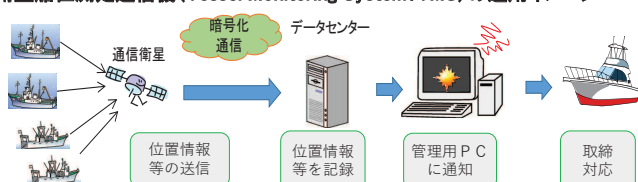
- ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、**採捕した個体の数を追加**。
- ・ TAC報告を行う際に使っている情報(船舶等の名称、個体の重量等)の**記録の保存を義務付け**。
- ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げ【現行:6月以下の懲役、30万円以下の罰金】
→改正案:**1年以下の懲役、50万円以下の罰金】**
とともに、**法人重科【1億円以下の罰金刑】**の新設。
- ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、**即時の停泊命令を可能とする**。

② 衛星船位測定送信機(VMS)の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。

OTAC報告・記録義務のイメージ



○衛星船位測定送信機(Vessel Monitoring System:VMS)の運用イメージ



3

法律の概要（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正）

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

＜具体的な措置＞

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「**特定第一種第二号水産動植物**」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の**情報伝達**(※)
 - ・ **取引記録の作成・保存**
 - ・ **輸出時の適法漁獲等証明書の添付**

※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関（指定交付機関）による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

＜改正法の施行期日＞

施行準備のための期間を確保するため、主要な規定は、公布の日（令和6年6月26日）から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

○情報の伝達のイメージ

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示

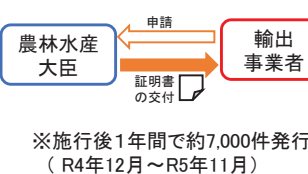


【パターン③】QRコード等を魚体に表示



○適法漁獲等証明書の交付のイメージ

現行



改正案



（参考①）TAC制度の仕組み（漁業法）

1

資源管理基本方針の策定

・ 法第11条

2

都道府県資源管理方針の策定

・ 法第14条

3

漁獲可能量（TAC）の設定・各管理区分への配分

・ 法第15条
・ 法第16条

IQ管理の場合

4

漁獲割当割合・年次漁獲割当量（IQ）の設定

・ 法第17条
・ 法第19条

5

漁獲量等の報告※（TAC報告）

・ 法第26条

※ T A C 報告・・・漁業者が、農林水産大臣又は都道府県知事に対して、資源管理のために行う漁獲量等の報告

6

年次漁獲割当量の控除等

・ 法第25条
・ 法第28条等

総量管理の場合

4

漁獲量等の報告※（TAC報告）

・ 法第30条

5

採捕の停止等

・ 法第32条
・ 法第33条等

アワビ、ナマコ(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物))について、
採捕事業者や加工・流通事業者等の取扱事業者は、

- ① 行政機関への届出
 - ② 漁獲番号その他伝達事項の伝達
 - ③ 取引記録の作成・保存
 - ④ 輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付
- が義務付けられている。

(※ 令和7年からシラスウナギにも適用)